

受付番号	—	※市教委記入欄
------	---	---------

送信先：豊橋市文化財センター ▲

Fax : 0532 - 52 - 2961

電話 : 0532-56-6060 住所 : 豊橋市松葉町三丁目 1

埋蔵文化財包蔵地照会票① (埋蔵文化財の有無について)

※太枠内をご記入ください

注意：本票は埋蔵文化財包蔵地への該当の有無のみを確認するものです。実際の開発に際しては、照会票②又は③をご提出頂く必要があります。

照会日	令和 年 月 日	開発面積 m ²
照会地住所	豊橋市	
照会者	住所： 会社名： 担当者：	TEL () — FAX () —
照会の目的	<input type="checkbox"/> 物件調査（評価・売買・工事計画等） <input type="checkbox"/> 建築申請等：照会票②又は③の提出が必要です	

※照会地が分かる地図を枠内に貼り付けてください。

(照会地混乱を避けるために、当照会票1枚に集約して下さい。)

【注意事項①】

公開型地理情報システム『ちずみる豊橋』の「まちづくり情報マップ【<https://www2.wagmap.jp/toyohashi-sp/TopPage/Index>】」では、住所や地図上から指定した場所が、埋蔵文化財包蔵地に該当するかを確認できます。これにより、明らかに埋蔵文化財包蔵地の範囲外と確認できた場合及び、遺跡状態が「滅失」となっている場合の照会は不要です。

【注意事項②】

業務時間は平日の午前8時30分～午後5時15分です。平日の業務時間外、および土・日・祝日・年末年始にお問合せの場合、回答は翌日以降になる場合があります。

豊橋市教育委員会 美術博物館（文化財担当）

豊橋市文化財センター

〒440-0897 豊橋市松葉町三丁目1番地

電話 0532-56-6060

FAX 0532-52-2961

埋蔵文化財への該当の有無

回答日	令和 年 月 日	受付者	
埋蔵文化財包蔵地に	(該当します)	該当しません	
遺跡名称：			

重要：今後の手続きについて

※市教委記入欄

該当する場合	土木工事を行う場合、工事着手の60日前までに届出が必要です。 <u>手続きを開始するにあたっては、照会票②又は③を作成し、ご提出ください。</u> 工事の内容によっては、事前協議を行った上で、試し掘り等の確認調査をする場合があります。すみやかに必要な書類をご提出ください。
該当しない場合	開発行為に支障はありません。ただし、土木工事等により新たに埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法（96条第1項）に基づき、現状を変更することなく、すみやかに届け出してください。